

令和7年度 第1回あきる野市テレビ共同受信検討会 会議録

日時	令和7年12月23日（火）午後7時から
場所	あきる野市役所5階505会議室
出席者	委員長 横田 宏治 副委員長 山崎 秀博 委員 鶴川屋 健司、木住野 盛雄、川島 英司、澤邊 章、 渡邊 浩二、川久保 明、吉岡 克治
事務局	地域防災課 地域安全係
傍聴人	なし

1 開会	
2 委嘱書・任命書交付	
	(各委員に委嘱書・任命書を交付した。)
3 委員紹介	
	(各委員から自己紹介をしていただいた。)
4 委員長及び副委員長の選任	
委員：	委員長選出について事務局案を聞かせてください。
事務局：	情報経済に長け、客観的な視点で校正公平な判断をしていただける横田委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	※異議無しにより横田委員が委員長に就任。
事務局：	副委員長選出について横田委員長のご意見は有りますでしょうか。
委員長：	地域住民の生活に直接関わることなので、受信地域の代表に担ってもらえるのが良いのではないのでしょうか。
事務局：	地区代表の4名の方、いかがでしょうか。
委員：	共同受信施設の加入者が多い地域の方が良いと思います。山崎氏はいかがですか。
	※異議無しにより山崎氏が副委員長に就任。
5 委員長挨拶	
委員長：	改めて明星大学経済学部教授の横田です。アナログからデジタルに移るなかで、テレビ共同受信の在り方について、費用面も重視して考慮していく必要があると考えています。本日は、経緯などについて共有できればと思います。宜しくお願いいたします。
6 議事等	
(1) テレビ共同受信の経緯	
委員長：	事務局から説明願います。
事務局：	テレビ共同受信の経緯につきまして、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

あきる野市テレビ共同受信施設は、昭和53年に東京電力の送電線が当時の秋川市と五日市町を通過する際に、電波障害が発生することから、東京電力が影響地域に対して電波障害対策として設置した施設となります。なお、東京電力による電波障害対策以前は、山沿いの地域などには複数の共同受信組合とその組合ごとに受信点がありました。

東京電力の補償事業の中で、各受信点の老朽化対策として、受信点の統合が行われ、平成22年に市が引き継いだ時点では、共同受信を継続する地域は、大きく5地区にまとめられていました。なお、令和6年度から6地区となっています。

東京電力の補償事業に際して取り交わした覚書には「東京電力は送電線が存続する限り、共聴施設の維持・管理の責任と維持管理に係る費用を負うものとする。」とあり、そのただし書きには「技術開発または送受信方式の変更等により、共聴設備によらないで良好な受信が得られる場合には、東京電力は共聴施設の維持管理責任と費用負担を負わないとする。」という記述があります。これが次の3でお示しする内容につながっております。

平成15年12月1日から東京・大阪・名古屋において地上デジタル放送が開始され、その後全国に拡大し、アナログ波の運用は平成23年7月までとなりました。このアナログ波から地上デジタル波への移行により、地上デジタル波は送電線による電波障害を受けないことから、送電線による電波障害が解消されたとして、覚書に基づき、東京電力は電波障害対策で実施してきた共同受信から撤退することになりました。

しかしながら、送電線による電波障害が解消されても、従来の山陰や低地など地形に伴う電波障害が解消された訳でなく、これを市民個人の手で解決することは困難であったことから、平成22年3月1日から共同受信施設の維持管理を市が受け継いでおります。既存受信施設がアナログ波対応の施設であったことから、地上デジタル波に対応するため、アンテナや付属機器等の改修を約8,600万円かけて行い、その改修費についても東京電力から負担金を受けています。

市は共同受信施設を受け継いだ際、市の経費負担軽減のため、当面の維持管理や施設等の撤去費、改修費等に係る経費として、東京電力から766,802,000円の負担金を受けています。また、継続して共同受信によりテレビを視聴する方、その後の新規加入者からは、その当時国が示した、有線共聴の施設整備を国が支援する際に加入者に求めた負担額35,000円を加入分担金として納入いただき、当面の運営資金に充てるため基金に積み立てております。新規に加入される際は、現在費用負担等を検討する段階である旨を説明し、了承を得ています。

委員長：

質問ありますでしょうか。

	※質問なし
(2) テレビ共同受信の現状	
委員長：	事務局から説明願います。
事務局：	<p>テレビ共同受信の現状につきまして、資料2-1、2-2及び補足資料にて、ご説明いたします。</p> <p>資料2-1をご覧ください。はじめに、1の運営ですが、経緯のところでご説明しましたとおり、テレビ共同受信事業は、テレビ共同受信施設整備基金を原資に、テレビ共同受信事業特別会計で、市が平成22年3月から運営しております。</p> <p>令和7年度においては、運営に必要な経費を基金から41,489,000円を繰り出し、一般管理経費、維持管理経費、施設整備経費等に振り分け運営しております。多くの支出を伴う事務としましては、施設整備経費に該当する「施設改修等工事事務」や維持管理経費に該当する「施設等維持管理事務委託、地代・供架料支払事務」となります。</p> <p>ちなみに、平成29年度から令和6年度までの8年間の実績を平均しますと、約31,358,000円の支出となります。また、令和6年度末の基金残額は、2行目でお示しします通り378,266,311円で、施設撤去費相当額約23,400万円を差し引きますと、残額が約14,400万円となり、平均支出額を基に単純計算すると、5年後の令和11年度に不足額が生じる想定となることから、この度の検討に至っております。</p> <p>続きまして、2の加入数ですが、令和7年6月1日現在3,810戸となり、毎年若干ではありますが、新規加入や退会等による増減が発生しております。各受信施設ごとの加入戸数は資料の通りとなります。</p> <p>3の受信施設ですが、電波を受信する施設、これを受信点と呼んでおりますが、資料の通り6か所あります。令和5年度までは5地区・5施設でしたが、設備の小規模化と減災対策のため、令和6年度から網代地区を五日市南部地区から分離したことで、6地区・6施設となりました。また、菅生地区につきましても、令和6年度にアンテナを山頂から会館に移設し、小規模化と減災対策を行っています。</p> <p>各受信点の位置と電波の再送信範囲につきましては、少し小さいですが資料2-2の「テレビ共同受信施設全体図」でご確認ください。また各受信点の拡大地図と写真、ケーブルの供架写真も補足資料として配布しておりますが、網代地区と菅生地区につきましては、他の受信点のような大きな施設ではないことがご確認いただけます。八木式アンテナを1階屋根程度の高さに設置することで受信点機能を有しており、他の受信施設が地上デジタル波をCATV方式に変換し再送信しているところ、この2地区については、受信した地上デジタル波をそのまま再送信することで、保守が容易になっています。</p>

	<p>共同受信のケーブルですが、所々に「あきる野市CATV」の札がついています。宅内引込線を除いた幹線の距離となりますが、小宮地区約6.2 km、五日市南部地区約3.2 km、五日市中部地区約5.3 km、網代地区約5 km、深沢地区約4 km、菅生地区約800 m、合計で約156.8 kmとなります。</p> <p>4の責任分界ですが、これはテレビ共同受信における市と加入者の管理責任区分となります。受信点から宅内引込用保安器までが市の管理責任、保安器から宅内が加入者の管理責任となっています。</p> <p>なお、建替など加入者の都合であっても、配線の付け替えなど市の管理区分の配線工事等は現在基金から支出しており、これも今後の課題として考えております。</p>
委員長：	1人当たり年間で1万円程を負担することは問題ないのでしょうか。
事務局：	利用者や施設の小規模化(個人でアンテナを利用、光回線)を行うことで対策できないかと考えています。ただ、修繕料も費用負担に含めなくてはいけないので、そういった所も含めて検討委員会で費用負担額を決められれば良いと思っています。
委員：	今後の歳入が見込めていない一方で経費は莫大にかかっていると見受けられます。事務局としては、どんなビジョンをお持ちでしょうか。
事務局：	今のままだと数年で運営資金が無くなるという事実はありますが、視聴ができる環境に向けいろいろと思索していこうと思っている。
(3) テレビ共同受信の課題	
委員長：	資料について事務局から説明願います。
事務局：	<p>テレビ共同受信の課題について、ご説明します。資料3をご覧ください。現在、市で抽出しております課題につきましては、大きく4点ございます。</p> <p>1つ目は基金の減少となります。先ほど現状のところでは触れましたが、現状のまま運営を継続すると、令和11年度に基金に不足が生じる予測となります。令和7年度の繰り出し金や実績の平均額を基に計算しますと、撤去費相当額を除いた令和10年度末基金残額が9,124,311円となり、年間必要経費の平均額31,358,000円を大きく下回ります。</p> <p>基金減少の主たる理由としましては、この事業は基金からの繰入額で運営しておりますが、支出額に対して加入分担金の収入額がわずかしかなく、近年の収入実績としましては、令和4年度が8件280,000円、令和5年度が11件385,000円、令和6年度が7件245,000円となります。</p> <p>維持管理費においては、資料3でお示ししておりますが、施設等維持管理委託費、電気代、施設用地代、ケーブル供架費、補修工事費等のケーブル維持管理費が令和6年実績で、総支出額の約92%を占めており、額としては約28,800,000円となります。とくに補修工事においては、供架電柱の移設工事に係るケーブルの脱着が供架者負担になることや、施設老朽</p>

化における機器の不具合・機器交換などに大きく経費を要しており、ケーブルの延長距離縮小・供架数や借地を減らすことも具体的な課題となっております。

2つ目は老朽化対策になります。現在の施設は、平成22年度にデジタル波受信のため必要箇所の改修を行いました。ケーブルや増幅器等のほとんどは、東京電力による当初設置から46年が経過しており、故障なども度々発生しています。

全体的な老朽化対策が必要な時期となっておりますが、この共同受信検討の結果が出ないと、施設の今後の姿が見えないことから、無駄となる工事を避けるため、故障機器の交換などは撤去施設から外した部品の転用や互換性のある日本製機器を活用しながら、保守により現状を維持する状態となっております。

3つ目は視聴者負担となります。テレビ視聴を共同受信で行うに当たっては、施設維持管理のために、必要経費相当額の収入が必要となることから、今後は、施設運営のため視聴者負担の在り方を検討する必要があります。その中で、負担額の設定、徴収方法、徴収者、共同受信規模、アンテナ受信への移行、光テレビなど新たな視聴方法の検証など様々な課題がありますので、検討を進める中で抽出と整理を行い、解決していきたいと考えております。

4つ目は運営形態になります。現在は、市が基金を運営原資とし特別会計で共同受信を運営しています。この予算で専任の会計年度職員1名を雇用し、従事する市職員の人件費は市の一般会計から基金とは別に支出しています。

共同受信の今後の運営については、これまで総務省にも相談をしてきましたが、自治体がこの規模の共同受信施設を運営している例は他にはないとのことでした。視聴方法、施設規模、運営費など検討する中で、今後の運営形態についても検討してまいります。

最後に、昨年実施しました「加入者名簿の確認」と「今後の運営方法について見直しが必要な時期を迎えていることの周知」を兼ねた、テレビ共同受信施設の利用状況等について、のアンケート結果についてお知らせします。

名簿掲載数3,926件、名簿確認後、実発送件数3,536件、返信数2,007件、返信率約57%となり、各受信点ごとの回答率も概ね50%前後となりました。アンケートでは3つの質問をさせていただきました。

1つ目は「現在、共同受信に加入する建物について」をおたずねし、送付した宛名の方が所有する建物に居住しているが1,717件、約86%で、この他、宛名の方以外が所有する建物で143件、約7%、この他は、賃貸物件等の方でした。

	<p>2つ目は「地上デジタル放送の受信方法」について、複数回答可としておたずねし、共同受信を使用しているが多く、1, 714件、約85%でした。この他、「光回線を利用」と「分からない」の回答が、各94件で約5%、「テレビアンテナを立てている」が73件で4%、「テレビがない」「地上デジタル放送は見えていない」が53件で3%でした。</p> <p>3つ目は「今後共同受信の視聴に費用負担が生じた場合、アンテナを立てればテレビ視聴できるとしたら、アンテナ受信に切り換えますか」を2つ目で共同受信を使用していると回答された方におたずねしました。「費用を負担しても共同受信を利用する。」が407件で約20%、「アンテナを立てて視聴する。」が69件で約3%、「負担額による。」が716件で約36%、「分からない。」が221件で約11%でした。</p> <p>本アンケートにおいては、まだ今後について漠然とした段階での実施でもあり、ご回答いただいた方のお住まいの状況や家族構成によって、回答が分かれたと感じます。</p> <p>「費用を負担しても利用する」の回答を選択された方の多くは、アンテナ視聴が困難な山を背負った地域の方々と推測できますし、「負担額による」を選択された方は、視聴方法の選択肢がある地域にお住まいの方ではないかと思われます。また、光回線の使用やテレビを見ないと言った回答については、若い方の世帯やインターネットを活用される世帯と考えます。</p> <p>こういったことから、今後の検討の中では、様々な視聴方法の抽出と視聴の可否も含めた比較検討が必要と思われます。また、分からないと言った回答を選択された方も11%いらっしゃいました。幅広い年齢層となる視聴者の方々に分かりやすい言葉や内容、伝達方法で、お伝えしていくことに配慮することも必要と考えます。</p>
副委員長：	NHKからの支援（補助金）はないのでしょうか。
事務局：	他の機関が負担金や補助を行う場合は、NHKの補助対象としないとのことでした。つまり、本件は、東電から補助（基金譲渡）を受けているため、補助を受けられないということになります。また、日の出町においては、地域住民により共聴組合を組織・運営し、NHKの支援を受けていると思われます。
副委員長：	そういったルールがあっても、今回のようなケースでは、利用者がNHKに受信料を支払っていることと同様に、NHKに支援をしていただきたいと思います。また、あきる野市が独自に契約したわけでは無く、送電線の影響に対する基金を東電から受けたことが背景にあることについて、各所の理解を得なくてはならないと思います。そして、受益者負担の考え方はあるものの、あきる野市の地形や社会問題としての背景を踏まえた補助金獲得等へのアプローチも考えていきたいと思います。
委員：	総務省から補助や支援はないのでしょうか。

事務局：	総務省に確認しましたところ、同軸ケーブルから光ケーブルへの転換費に対する補助はあるものの、運営のランニングコスト等に対する補助は存在しないとのことでした。また、民放放送を衛星から電波を飛ばすことは現在総務省は考慮しておらず、インターネットが普及していることを考慮し、光回線による視聴をを推奨する方向とのことでした。
委員：	NHKにオブザーバーとして委員会に参加を求めることは可能でしょうか。
事務局：	専門の民間事業者に委員をお願いすることは検討してきましたが、当初から参加いただくことは避け、委員会の議論の経過を踏まえながら、必要性を含めて考えたいと思います。
委員：	NHKは、本件の対応に当たり、費用や方策の面で大きな役割を果たす可能性があると思います。
副委員長：	現在の委員で、専門的な知見を有する方は限られているので、是非、そのような方にも関与いただき、委員会を進めて良いと思います。
委員：	全国の共同受信事業の様々な取組を見ていく必要があると思います。
委員：	アンケートを見ても、今後の運営は難しいのでは無いでしょうか。年数がたてば立つほど、運営が困難になると思います。極論にはなるが、テレビが映らない地域は絶対に映らないとも言えます。
委員長：	今後の進め方は皆さんから出た意見を引き継いで進めていきましょう。メインの議事以外の質問等はないですか。
	※質問なし
(4) テレビ共同受信検討会スケジュール	
委員長：	資料について事務局から説明願います。
事務局：	<p>テレビ共同受信検討会スケジュールにつきまして、ご説明します。資料4をご覧ください。上の表が令和7年度、下の表が令和8年度の開催スケジュールとなります。</p> <p>令和7年度につきましては、本日を含め3回、令和8年度につきましては5回の開催を予定しております。開催予定月を各検討会ごとに、月ごとの欄に丸印で示しております。検討内容等につきましては、検討内容のイメージ欄でお示ししておりますが、目安として捉えていただければと思います。</p> <p>なお、大まかな検討のイメージですが、今年度においては、あと2回の検討の中で、視聴方法・運営方法・視聴者負担など検討課題の整理を行い、方向性（案）作成まで進められればと考えております。</p> <p>令和8年度においては、方向性（案）に対する加入者アンケートの実施、取りまとめ、分析、方向性（案）の修正、結果公表を行うとともに、修正した方向性（案）を更に精査し、年度末に方向性の策定と報告に至ることを目標としております。</p> <p>開催日につきましては、各検討会の最後に次回の日程調整をさせていた</p>

	だきます。本日も最後に1月の開催日の調整をさせていただきます。
委員長：	令和8年3月の会議を2回にするなど、より現実的なスケジュールに改めることは可能でしょうか。
事務局：	あくまでスケジュールであり、令和9年度に具体的な対策がずれ込むことを考慮しても良いと考えています。立て込んだスケジュールで無理に進めるのではなく、慎重に進めたいと考えています。
委員長：	その他、質問や意見はあるか。
委員：	小宮地区等の意見の一つとして、アンテナは自然豊かなあきる野の景観を損ねたりするのでは無いかと思います。
7 その他	
	※次回開催日程の提案、各委員から確認。
事務局：	それでは1月28日（水）、1月29日（木）で次回日程を調整していただけだと思います。
8 閉会	